

周防大島町地域公共交通利便増進実施計画 (素案)

令和 年 月

周防大島町地域公共交通活性化協議会

目 次

第1章	地域公共交通利便増進実施計画について	1
1.1	計画の目的	1
1.2	計画の位置づけ	1
1.3	計画の対象区域	2
1.4	計画期間	2
第2章	利便増進事業の内容・実施主体	3
2.1	地域公共交通計画の体系と利便増進事業として位置付ける事業	3
2.2	利便増進実施事業の概要	4
2.2.1	令和7年10月実施の事業内容・実施主体	4
2.3	事業の全体像	5
2.4	利便増進実施対象路線	6
2.5	利便増進事業の内容	7
2.5.1	令和7年10月実施－大島地区における見直し	7
第3章	周防大島町による支援の内容	11
第4章	利便増進事業に関連して実施する施策	12
4.1	利便増進事業関連施策	12
第5章	事業の効果	13
5.1	再編に伴う利便性・効率性への効果	13
5.1.1	令和7年10月実施	13
5.2	地域公共交通計画における評価指標に基づく効果	13
5.2.1	令和7年10月実施	13
第6章	事業の実施に必要な資金の額・調達方法	14
6.1	資金の額・調達方法	14
6.1.1	令和7年10月実施	14

第1章 地域公共交通利便増進実施計画について

1.1 計画の目的

周防大島町では、令和 5 年 3 月に「周防大島町地域公共交通計画（以下、交通計画）」を策定し、目指すべき公共交通ネットワークの姿を明らかにした新たなマスタープランを示しました。

交通計画に定める実施事業のうち、利用者の利便の増進に資する一部の施策に関しては、地域公共交通利便増進事業（以下、「利便増進事業」という。）として位置付けています。

「周防大島町地域公共交通利便増進実施計画」は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（以下、「地域交通法」という）に基づく計画であり、地域公共交通のマスタープランである周防大島町地域公共交通計画に位置付けられた公共交通ネットワークの再編などの利用者の利便の増進に資する実施事業について具体的な取組を定めるものです。

1.2 計画の位置づけ

本計画の位置づけは次のとおりです。

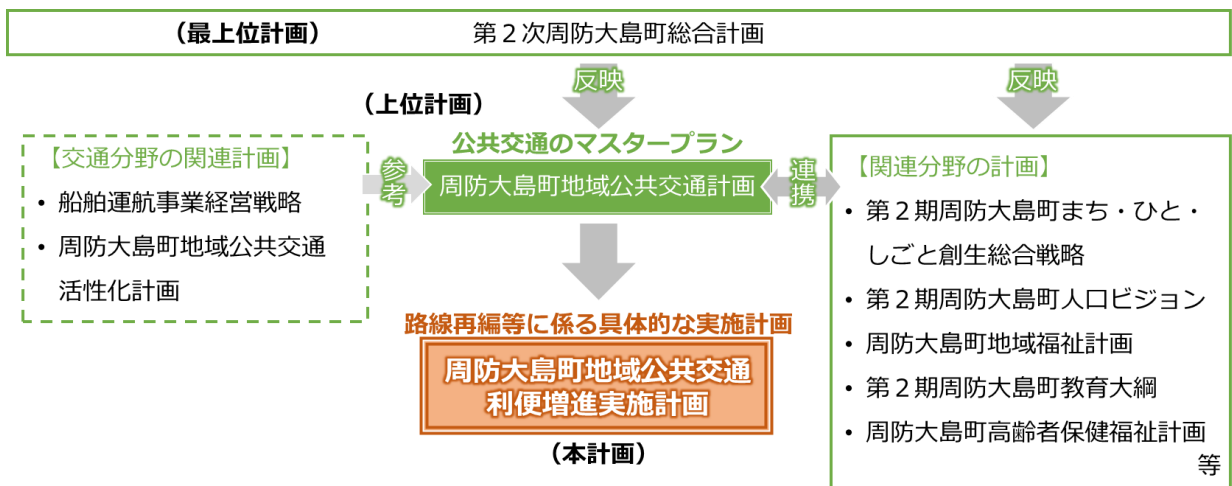


図 1 計画の位置づけ

1.3 計画の対象区域

本計画の区域は、本町全域及び東瀬戸～大島駅（柳井市）までの区間とします。

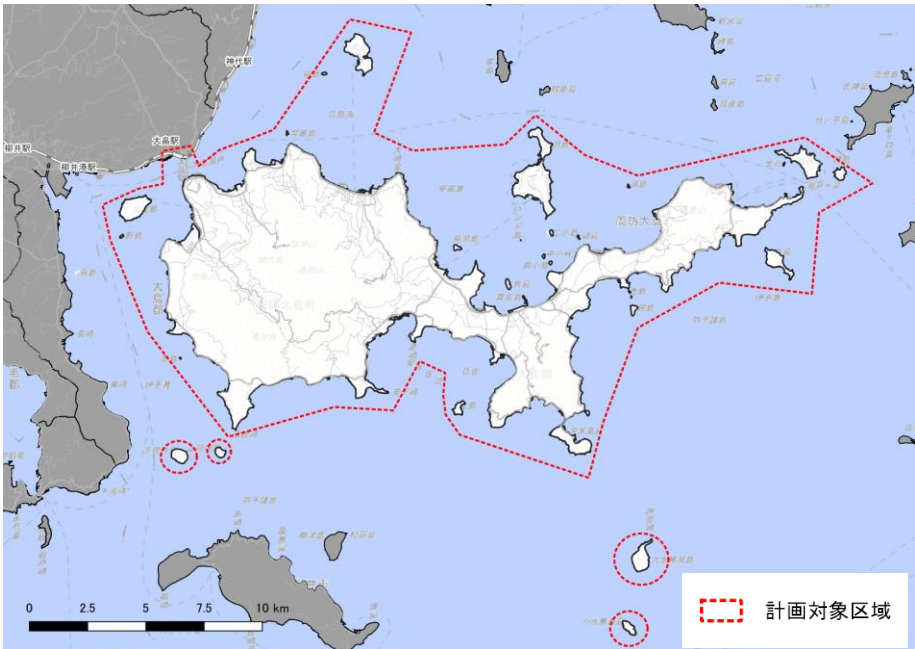


図 2 計画対象区域

1.4 計画期間

計画の期間は、令和 7 年 10 月から令和 12 年 9 月までの 5 年間とし、その中で実施する再編等のスケジュールを以下に示します。

なお、本計画に記載する事項は、交通計画に記載する施策のうち、利便増進事業について、具体的な検討や関係機関等との協議・調整を行い、実施準備が整ったものから記載し、必要に応じて国へ変更認定申請を行います。

表 1 計画期間と再編スケジュール

	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度	令和 12 年度
利便増進実施計画		計画作成	認定					
第一次見直し		評価・反映	実証運行			本格運行		
(地域公共交通計画)	変更	変更				期間延長		

第2章 利便増進事業の内容・実施主体

2.1 地域公共交通計画の体系と利便増進事業として位置付ける事業

周防大島町地域公共交通計画では、『楽しく暮らせ、住み続けたい島となるために、乗りたくなるような公共交通を創造』を基本理念とし、基本理念を実現するための5つの基本方針を定めています。さらに、5つの基本方針に沿った取り組みとして、17の事業を実施することとしています。

この17の実施事業のうち、周防大島町地域公共交通計画では、10の事業を利便増進事業として位置付けています。

また、本計画で位置付ける利便増進事業について、地域交通法第2条第13号で規定する利便増進事業の該当状況を以下のとおり整理しています。

表 2 周防大島町地域公共交通計画における基本方針

基本方針①	基本方針②	基本方針③	基本方針④	基本方針⑤
分かりやすいこと	気軽に使えること	様々な場面で使えること	地域とつながっていること	効率的であること

表 3 周防大島町地域公共交通計画の体系と利便増進事業として位置付ける事業

地域公共交通計画に位置付けられている事業		地域公共交通利便増進事業			
		イ	ロ	ハ	計画推進
事業①-1	重複の軽減も含めた路線の見直し	(1)	(2)		
事業①-2	公営の送迎交通の取り込み				
事業①-3	商業施設等への乗り入れ	(1)			
事業①-4	離島航路の維持				
事業②-1	町全体の公共交通の料金体系の見直し		(1)		
事業②-2	医療機関や商業施設等と連携した運賃割引の導入				
事業②-3	決済等のデジタル化				
事業③-1	公共交通の分かりやすさ向上に向けた取組の実施				●
事業③-2	データを活用した情報発信内容・方法の改善				●
事業③-3	公共交通マップ等の作成・配布				●
事業④-1	地域や学校等と連携したモビリティマネジメントの推進				●
事業④-2	バス停の機能改善と地域による維持管理の実施				
事業④-3	結節点が地域の拠点となる取組の実施				
事業④-4	バリアフリー化の推進				
事業⑤-1	貨客混載の導入				
事業⑤-2	広告収入による事業の維持				
事業⑤-3	観光客をターゲットとした商品の開発				

2.2 利便増進事業の概要

2.2.1 令和7年10月実施の事業内容・実施主体

令和7年10月に見直しを行う路線における事業の内容を以下に示します。

表 4 令和7年10月実施の事業内容と実施主体

項目	事業内容	実施主体	利便増進事業
奥畑線乗合タクシーの再編	奥畑線乗合タクシーの利便性向上を図るため、路線再編等を行う。	大島観光タクシー	－
路線短縮	防長交通大島線と重複している大島駅～小松港間を廃止する。【交通計画事業①-1】	〃	イ(1)
半クローズ制の廃止	防長交通大島線との重複区間の廃止に伴い、半クローズ制の運用を廃止し、利用者の利便性の向上を図る。【交通計画事業①-1】	〃	－
幹線との接続を考慮したダイヤの設定	大島庁舎前において、幹線系統である防長交通大島線との接続を図る目安ダイヤを設定するとともに、予約に応じたオンデマンド運行を行う。【交通計画事業①-1】	〃	ロ(2)
区域運行化	一般乗合旅客自動車運送事業（路線定期運行）から一般乗合旅客自動車運送事業（区域運行）へ転換し、乗降箇所の増設を行う。【交通計画事業①-1】	〃	イ(1)
商業施設等への乗り入れ	町立大島病院、マルキュウ大島小松店、小松コミュニティセンター、神領コミュニティセンターへの施設内乗り入れを行う。【交通計画事業①-3】	〃	イ(1)
運賃体系の見直し	区域運行への転換に伴い、奥畑線乗合タクシーの運賃体系を見直す。	〃	－
均一運賃の導入	奥畑線乗合タクシーに均一運賃を導入する。【交通計画事業②-1】	〃	ロ(1)
施設利用者を対象とした運賃割引の導入	大島病院患者輸送バスの代替措置として奥畑線乗合タクシーを利用して大島病院に通院する人向けの運賃割引策を講じる。【交通計画事業②-2】	周防大島町	－
定期券制度の導入	奥畑線乗合タクシー利用者を対象とした定期券制度を導入する。【交通計画事業②-1】	大島観光タクシー	ロ(1)

2.3 事業の全体像



図 3 現状の公共交通網

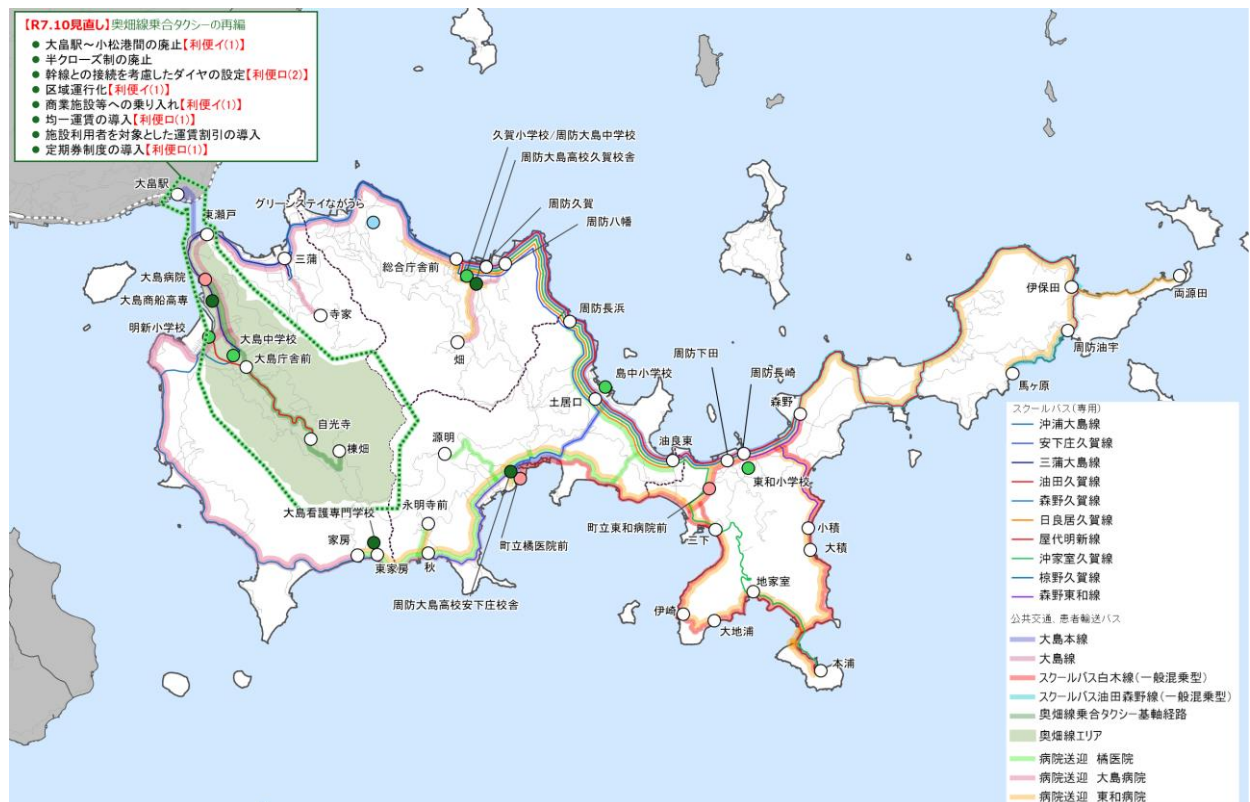


図 4 見直し後の公共交通網(令和7年10月時点)

2.4 利便増進実施対象路線

利便増進実施対象路線の主な実施内容を以下に示します。また、下記以外の路線については、計画期間中は現行のサービス内容を維持します。

表 5 利便増進実施対象路線の主な実施内容

項目	運行事業者	令和 7 年 10 月実施内容
	路線名	
	区間	
大島地区における見直し	大島観光タクシー(株)	●一般乗合旅客運送事業(区域運行)の登録 ●一部区間の廃止 ●協議運賃の設定
	奥畑線乗合タクシー	
	大島駅～棟畑	

2.5 利便増進事業の内容

2.5.1 令和7年10月実施－大島地区における見直し

① 運行のねらいと運行系統表

表 6 令和7年10月実施の利便増進事業の系統表

項目	内容	
運行のねらい	● 防長交通大島線(地域間幹線補助系統)と重複する大島駅～小松港間を廃止し、奥畑線乗合タクシーを地域内フィーダー系統に位置づける。 ● 現状の路線定期運行から区域運行へ転換する。 ● 長距離歩行が困難な高齢者の利用が見込まれるため、区域運行化に伴い、乗降場所の増設や、商業施設・医療施設の敷地内乗り入れを行う。	
系統番号	項目	内容
		旧 新
1	届出内容	運行系統の廃止
	事業の種類	一般乗合旅客自動車運送事業
	事業形態	路線定期運行 —
	運行事業者	大島観光タクシー(株)
	起点	棟畑 —
	経由地	大島庁舎前 —
	終点	大島駅 —
	キロ程	11.5km —
	運行日	毎日 —
	運行回数	7.0 —
2	届出内容	運行系統の新設
	事業の種類	一般乗合旅客自動車運送事業
	事業形態	— 区域運行(指定乗降場所間の運行)
	運行事業者	大島観光タクシー(株)
	起点	— 棟畑上
	経由地	— 大島庁舎前
	終点	— 町立大島病院
	キロ程	— 7.8km(棟畑上～町立大島病院間)
	運行日	— 毎日(12/29～1/3は運休)
	運行回数	— 平日 9:00～17:00 土日祝日 9:00～16:00
	利用方法	— 利用希望時刻の1時間前までに電話またはwebで予約。 ただし土日祝日の利用の場合、電話は直前の平日17時まで。

② 運行系統図

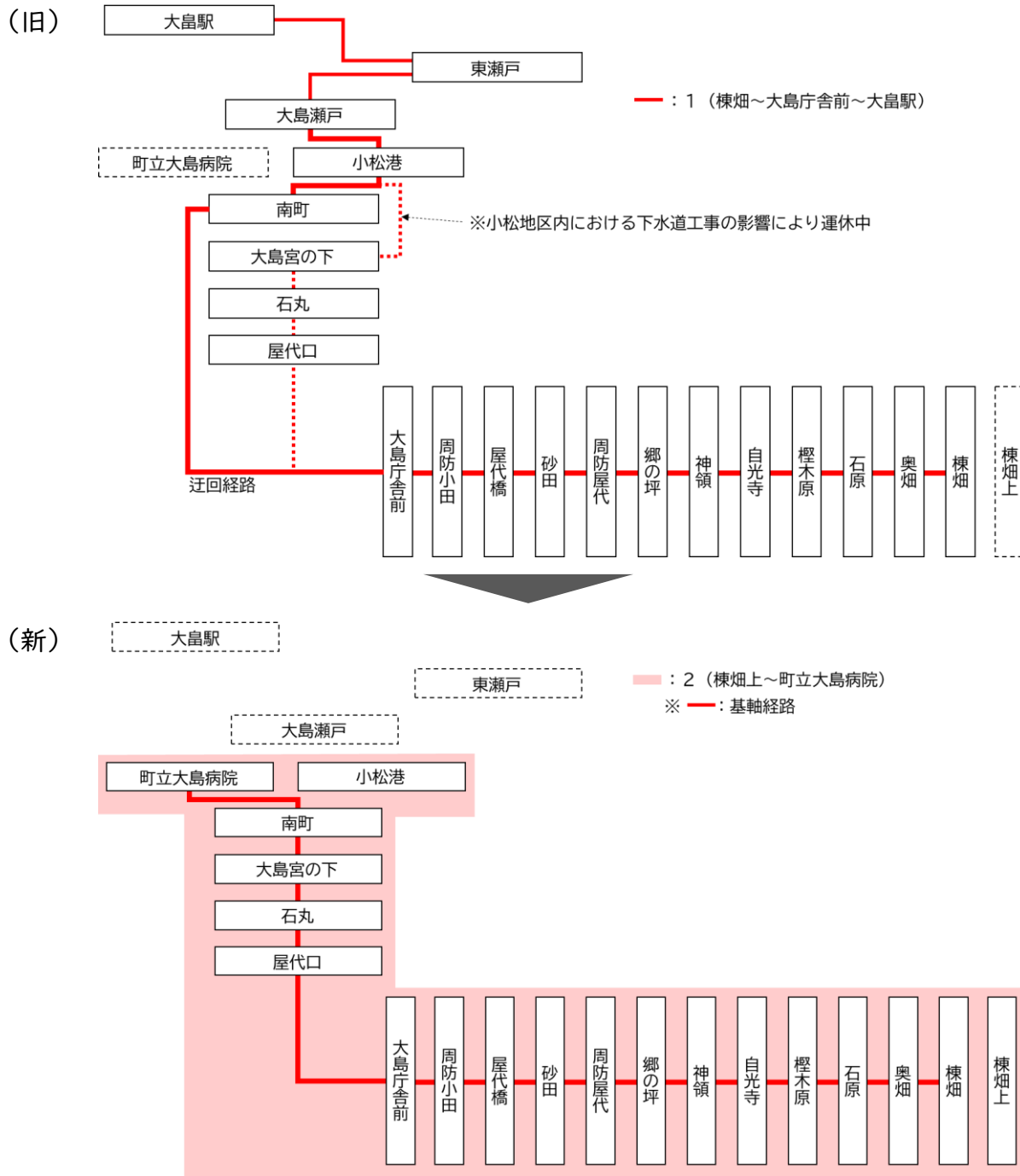


図 5 新旧の運行系統図

③ 運行回数

表 7 系統別運行回数一覧表

系統 番号	平日		土曜		日祝	
	旧	新	旧	新	旧	新
1	7.0	—	7.0	—	7.0	—
2	—	7.0※ (9:00～17:00 の随時)	—	6.0 (9:00～16:00 の随時)	—	6.0 (9:00～16:00 の随時)

※朝の 1 便目は大島庁舎経由(9:35 頃着)大島病院行として運行し、9:39 大島庁舎発の防長バスに乗継可能

④ 路線図

(旧)



(新)



図 6 新旧の運行路線図

⑤ 運賃

(旧)

表 8 旧運賃の三角表

屋代口～東瀬戸間は半クロス制									櫛木原、自光寺	棟畑、奥畑、石原
									170	170
									神領、郷の坪	200
									周防屋代、砂田、屋代橋	260
					周防小田	170	200	270	310	
					大島庁舎前	170	190	240	300	350
				屋代口、石丸	170	170	190	240	300	350
			大島宮の下	170	190	200	260	310	390	430
		小松港	170	170	190	200	260	310	390	430
		大島瀬戸、東瀬戸	170	240	240	260	270	330	390	490
大島駅	210	270	350	350	370	380	430	480	560	600

(新)【協議運賃】

表 9 新運賃の三角表

運行区域内 500 円均一									櫛木原、自光寺	棟畑、奥畑、石原
									500	500
									神領、郷の坪	500
									周防屋代、砂田、屋代橋	500
					周防小田	500	500	500	500	500
					大島庁舎前	500	500	500	500	500
			屋代口、石丸	500	500	500	500	500	500	500
		大島宮の下	500	500	500	500	500	500	500	500
大島病院※	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500

※大島病院を受診する人は無料措置を受けられる

▼▼▼
乗継
▼▼▼

※参考：大島庁舎前～大島駅間の防長交通の運賃表

					大島庁舎前
				屋代口、石丸	170
			大島宮の下	170	190
		小松港	170	170	190
		大島瀬戸、東瀬戸	170	240	260
大島駅	210	270	350	350	370

協議運賃区間に係る定期券

表 10 定期券の種類・価格

対象事業者	定期券の名称	価格
大島観光タクシー(株)	1ヵ月定期券(当月1日～末日まで有効)	大人 3,000 円、小学生以下・障害者 1,500 円

第3章 周防大島町による支援の内容

① 地域旅客運送サービスの確保・維持に対する支援

地域住民の生活を支える地域旅客運送サービスを確保・維持していくため、交通事業者に対して運行に係る経費を支援します。

- 奥畑線乗合タクシーの運行経費と、運賃収入・地域内フィーダー系統補助・沿線施設の送迎バス代替に伴い町が負担する運賃の合算額との差額を町が負担します。

支援に係る経費： （調整中） 円（令和7年度予算）

② 交通事業者、沿線施設等と連携した利用促進の取組

交通事業者や沿線施設等と連携した利用促進の取組を行います。

- 沿線にある地域住民の利用ニーズがある施設について、交通事業者と協力して乗降場所の敷地内設置を働きかけます。【交通計画事業①-3】
- 沿線施設に対し、送迎バスの代替として利用してもらう場合の運賃を町が負担します。【交通計画事業②-2】

③ 分かりやすい情報発信による利用促進の取組

路線の再編と併せて、分かりやすい情報発信による利用促進の取組を行います。

- 周防大島町全体の公共交通の時刻が分かる「周防大島町公共交通時刻表」（※公共交通マップを含む）を年2回発行します。【交通計画事業③-1】
- 町営バスの見直しに際し、公共交通の外観（マグネットまたはラッピング）やバス停、あらゆる広報物等について、統一したデザインを採用したものを製作します。【交通計画事業③-1】



図 7 統一した外観（マグネット）の例

支援に係る経費： 405,000 円（令和7年度予算）

第4章 利便増進事業に関連して実施する施策

利便増進事業に関連して実施する施策を以下に示します。

4.1 利便増進事業関連施策

事業①-2 公営の送迎交通の取り込み

対応する課題

- ◆ あらゆる送迎交通を「輸送資源」と捉え、公共交通に取り込むための仕組みづくりが必要である
- ◆ 民間による送迎交通を公共交通に取り込むメリットを施設運営者とも共有し、理解を深めていく必要がある
- ◆ 戦略的に路線・航路設定を行って公共交通ネットワークを再構築していく必要がある

事業概要イメージ

- ◆ 公営の送迎交通を公共交通に取り込み、町営バスとして運行
 - ・ 町営医療機関の送迎バスの運行方法・経路を見直し、町営医療機関利用者以外も利用可能な町営バスへ転換
 - ・ スクールバスも可能な範囲で一般混乗化を目指す
- ◆ 民営の送迎交通については、公共交通化による費用対効果や役割分担等を整理し、将来的な取り込みの検討
 - ・ 対象は温泉施設や民間医療機関を想定
- ◆ 将来的な官民連携型の公共交通運営の実現に向けた検討の推進

取組主体 送迎運行事業者、交通事業者、周防大島町

スケジュール

事業概要	R5 (2023年)	R6 (2024年)	R7 (2025年)	R8 (2026年)	R9 (2027年)	R10 (2028年)	R11 (2029年)	R12 (2030年)
公営の送迎交通の取り込み	見直し方針の検討		見直しに係る協議→合意取れば随時見直し					
民間の送迎交通の転換に係る検討			公営交通の取り込み状況を踏まえ、転換に向けて調整					
官民連携型の公共交通運営の実現に向けた検討			送迎交通の転換状況等に応じて検討					

事業内容

- ◆ 奥畑線乗合タクシーと大島病院患者輸送バス(屋代方面)の統合(実施:令和7年10月~)
 - ・ 運行経路・時刻が重複している奥畑線乗合タクシーと大島病院患者輸送バス(屋代方面)を統合し、区域運行の奥畑線乗合タクシーに一本化する。

第5章 事業の効果

5.1 再編に伴う利便性・効率性への効果

各年度で実施する見直しによる利便性・効率性への効果について、以下に示します。

5.1.1 令和7年10月実施

町立大島病院の受診者を対象に実施している無料措置に伴う町からの補助を運賃収入としてみなした場合の収支率は以下のとおりとなり、収支率の向上が見込めます。

表 11 再編に基づく利便性・効率性への効果（無料措置を考慮）

事業の効果	内容	実施前	実施後
利便性	通院、買い物等の移動利便性の向上	表 12 のとおり	
効率性	収支率の向上	7.7%	11.3%

5.2 地域公共交通計画における評価指標に基づく効果

各年度で実施する見直しによる地域公共交通計画における評価指標に基づく効果について、以下に示します。

5.2.1 令和7年10月実施

表 12 地域公共交通計画における評価指標に基づく効果

見直しの項目	期待される効果	該当する地域公共交通計画で位置付ける評価指標
奥畑線乗合タクシーの再編	幹線・支線の役割分担が明確化され、幹線の機能が強化される	目標⑥ 幹線系統の機能の確保
	路線の重複解消により、陸上交通の維持に係る行政負担の抑制や陸上交通の二酸化炭素排出量が軽減される	目標③ 陸上交通・海上交通の維持に係る行政負担の抑制
		目標⑤ 二酸化炭素排出量の削減
運賃体系の見直し	区域運行化に伴う交通空白地の減少や、オンデマンド運行により、町民の公共交通の利用機会増加が図られる	目標① 町民の公共交通利用機会の増加
	均一運賃、定額制の導入により、運賃収入の増加と行政負担の抑制が図られる	目標③ 陸上交通・海上交通の維持に係る行政負担の抑制(再掲)
		目標④ 運賃収入の増加
	定額制の導入により町民の公共交通の利用機会増加が図られる	目標① 町民の公共交通利用機会の増加（再掲）

第6章 事業の実施に必要な資金の額・調達方法

6.1 資金の額・調達方法

事業の実施に必要な資金の額及び調達方法について、以下に示します。

6.1.1 令和7年10月実施

表 13 事業の実施に必要な資金の額、資金調達方法

項目	路線名	総事業費 (千円)	資金調達方法		
			内訳 (千円)	調達主体	備考
大島地区 における 見直し	奥畑線乗合 タクシー	6,390	393	大島観光タクシー(株)	運送収入
			331	周防大島町	大島病院利用者への 無料措置補助
			747	周防大島町地域公共 交通活性化協議会	フィーダー補助(国)
			5,250	周防大島町	運行補助

周防大島町地域公共交通利便増進実施計画

(素案)

発 行 周防大島町地域公共交通活性化協議会
(事務局：周防大島町産業建設環境部商工観光課)
作 成 令和 年 月